

**徳島県知財総合支援窓口の窓口支援担当者による  
特許出願事案に係る調査結果について**

一般社団法人徳島県発明協会（以下「発明協会」という）が受託者として事業を実施している徳島県知財総合支援窓口（以下「知財窓口」という）に関し、知財窓口を利用している相談者A氏から発明協会に対して、窓口支援担当者（以下「支援担当者」という）に関する苦情があったことを受けて、発明協会は、この事態を組織の信頼に関わる重大な問題として真摯に受け止め、弁護士、弁理士の専門家メンバーによるアドバイスを受けながら、調査、検証、再発防止策等の検討を行った。

**1. 調査チームの構成メンバー等**

徳島県発明協会	会 長	布川	徹
森法律事務所	弁 護 士	森	晋介（専門家）
和田特許事務所	弁 理 士	和田	隆滋（専門家）
徳島県新未来産業課	課 長	杉友	賞之（オブザーバー）

**2. 調査対象期間**

平成27年10月～令和3年4月まで

**3. 特許申請事案に係る苦情相談の概要**

**（1）対象となった特許出願事案**

- ① 第1出願（相談者A氏が出願人となった特許）
  - ・平成27年11月 出願（出願人：A氏 発明者：A氏）
  - ・平成28年4月 補正を経て特許査定
  - ・平成28年5月 特許公報
- ② 第2出願（C氏が出願人となった特許、第1出願特許登録後出願）
  - ・平成28年7月 出願（出願人：C氏 発明者：A氏、B氏、C氏）
  - ・平成29年6月 出願人名義変更届提出（C氏→A氏に権利移転）
  - ・平成29年7月 補正を経て特許査定
  - ・平成29年9月 特許公報

**（2）経緯等の概要**

令和3年2月、知財窓口利用者のA氏から、特許出願等に関する相談（平成27年10月から平成29年8月まで）をしていた支援担当者B氏（令和元年6月退職）の対応に関する苦情について、発明協会事務局長に連絡があった。

当時、A氏が知財窓口の特許出願について相談し、この支援をB氏が担当。専門家（弁理士）の活用などのB氏による継続的な支援を受けつつ、A氏は弁理士を代理人にして平成27

年 10 月に特許を出願（第 1 出願）し、補正を経た後、平成 28 年 4 月に特許査定を受けた。同年 5 月に A 氏から、今度は第 1 出願に係る外国出願補助金の申請についての相談があり、B 氏によるこの支援の過程の同年 7 月、A 氏と B 氏、B 氏の親族 C 氏の 3 者を発明者とした C 氏名義の特許出願（第 2 出願）がなされた。なお、A 氏は平成 28 年 10 月に第 2 出願を出願実績として利用して第 1 出願に係る外国出願補助金を申請。

A 氏の苦情はこの第 2 出願を発端とし、その内容は、① B 氏が第 1 出願の特許範囲を不当に狭めて特許を欠陥あるものとした、② さらに、この欠陥を補正するかたちで C 氏が第 2 出願を行ったことはアイデアの盗用であり、さらに出願人変更手続きを履行しようとしなかった、との主張であり、B 氏の当時の雇用者である発明協会に対し訴訟を提起するとして、損害の補償等の求めがなされた。

当該事案については、平成 29 年 5 月にも A 氏から同様の苦情があり、当時の発明協会事務局長が対応していた。当時、発明協会では B 氏の対応についての議論があったものの、弁護士及び弁理士（本調査の専門家メンバーとは異なる。）に相談したところいずれも不法行為とまでは言えないとの見解を受けていたこと、また、同年 6 月に第 2 出願を C 氏から A 氏に名義変更した際に B 氏から発明協会事務局長に「A 氏は落ち着いた様子だった」と報告があったこと、さらには、発明協会事務局長が A 氏に対し B 氏を含めた会談を打診したがその後連絡が無かったことなどから、これらを勘案して当該事業の委託元である INPIT に対する報告等を行っていなかった。

#### 4. 調査・検証結果

##### （1）第 1 出願について

第 1 出願について、B 氏は出願に関して A 氏から尋ねられた特許取得に関する基本的な助言等を行ったと考えられるものの、第 1 出願の内容に関する事項については、最終的には A 氏的意思決定により特許申請が進められていることから、A 氏が主張する「B 氏が不当に請求範囲を狭めた」とは言えないと考える。

##### （2）第 2 出願について

第 2 出願について、B 氏は、「第 1 出願に関する支援を行っている中で、不具合の改善点に気が付いた。発明に対する貢献度としては、十中八九は自身（B 氏）の貢献。残りが、出願人たる C 氏とアイデアの着想となった A 氏」と主張している。

一方 A 氏は、「第 2 出願の内容は自身のアイデア」と主張し、「B 氏は第 2 出願を出すために、第 1 出願に入れるべき特許技術を請求項に入れなかった」と主張している。

A 氏の主張を立証する確たる証拠は確認されなかったことから、B 氏が主体的に行った第 2 出願について、B 氏が A 氏から発明を知得（アイデア盗用）したと認定することは困難と考える。また、A 氏は B 氏の相談支援を継続的に受けており、その中で出願後には第 2 出願を出願実績として利用して外国出願補助金を申請していることから、A 氏は第 2 出願を了承していなかったとはいえない。

他方、B 氏が公的な知財相談支援を行う立場にありながら、相談者の相談内容に関連した内容の出願を行ったことは、本事業の信用失墜につながりかねず適切とはいえない。

### (3) 発明協会の対応について

B氏が行った行為は、公的サービスに携わる支援担当者として適切とはいえない行為であったことを踏まえると、その行為に対して注意・指導を行っておくことが必要であった。

A氏からの最初の苦情があった平成29年5月当時、発明協会内での判断結果を待つことなく、事案の発生を把握した時点で直ちにINPITに報告すべきであった。

こうしたことの要因として、倫理行動基準を明記したコンプライアンス指針等が制定されていなかったこと、万が一のトラブル発生時、発明協会として直ちに対応がとれる体制やマニュアルがなかったことが考えられる。

### (4) 過去の事例の調査について

本件事案を受け、平成23年から令和3年までの間に支援担当者として従事した者全員に関し、特許出願等の有無について、J-PlatPat、相談記録及び本人に対するヒアリング調査をしたところ、本件事案以外にB氏が関連する出願が存在した。

そのうち1件は、本件事案の相談事項に関連する出願であった。当該出願に関しては、第1、第2出願が公開された後に公開されたものであり、発明のポイントは他の出願にない独自性のあるものであったが、公的業務を通じて相談者から得た情報に影響を受け支援担当者が発明・出願した側面を否定できないことから、支援担当者として適切とは言えない行為であったと考えられる。

また、本件事案とは関係なく、B氏が発明者の一人となっている出願が見られたが、出願人は相談者自身であり、双方合意の上で公開されたものであった。

なお、その他、B氏以外の支援担当者による特許等の出願事例はなかった。

## 5. まとめ

知財総合支援窓口は、中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘や特許情報等の提供、知財活用支援を行うことを目的とし、47都道府県毎に設置されているものである。

支援担当者は、誠心誠意を持って相談者との信頼関係のもとで最大限の支援を行うことが求められている。加えて、知的財産権活用をサポートする立場であり、秘密の保持や公平性・公正性が求められている。

今回の事案は、公的業務を通じてA氏から得た情報をもとにB氏が私人の立場として行ったC氏名義での第2出願が、結果として、相談者と支援担当者や協会との間でトラブルを生じさせ、一般利用者に対する誤解を招きかねない事態へと発展したことから、適切とはいえない行為であったと考えられる。

また、支援担当者B氏と相談者A氏との間でのコミュニケーションにおける誤解が生じていたことも否定できない。

今後は、相談者との信頼関係を構築するためにも、支援担当者の行う公的なサービスと私人としての行為との線引きを明確にし、一定の制限を設けておくべきであり、こうした事案の再発を防ぐため、支援担当者が特許出願等を行う場合は事前に発明協会に報告又は相談す

る仕組みを構築するとともに、コンプライアンスの徹底を図るべきである。

また、支援担当者が相談者への相談支援を行うに当たって十分な説明を行い、相談者に誤解が生じないよう適切なコミュニケーションがなされるよう一層の努力をすべきである。

さらに、発明協会に関しても、事態が発覚するまで INPIT に対しての報告がなかったことで対応に混乱を生じさせたことも加えて考慮すると、組織としてのコンプライアンスの徹底を図ることが必要である。

## 6. 再発防止策の提案

支援担当者が特許出願等を行う場合は事前に発明協会に報告しチェックする仕組みを構築するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、支援担当者が特許出願等する場合の事前報告やコンプライアンスチェック等を行うため、下記（１）～（５）の対策を実施すること。

また、支援担当者が相談者への相談支援を行うに当たって十分な説明を行い、相談者に誤解が生じないよう適切なコミュニケーションがなされるよう、支援担当者と事業責任者等との面談機会を設ける等、コミュニケーション力向上に努めること。

また、事業の運営上で生じた相談者等からのクレーム等トラブル事案等が発生した際に、発明協会としてトップの明確な責任の下で迅速かつ適切な対象が行える体制等を整備するとともに、そのような事案を把握した時点で直ちに委託元である INPIT へ連絡・報告を行うこと。

- （１）雇用時の誓約書に特許出願等の事前報告義務やコンプライアンス遵守等を追記
- （２）嘱託員（支援担当者）の懲戒処分の規程や指針の整備
- （３）「コンプライアンス指針」の策定
- （４）事業責任者による支援担当者の定期的なヒアリングの実施
- （５）コンプライアンス研修等の実施

以上